

新たな水際対策措置

(水際対策強化に係る新たな措置 (30))

2022 年 07 月 27 日

7 月 27 日、新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しの詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 入国後の自宅等での待機期間の変更

入国後自宅等で待機を求める期間を 7 日間から 5 日間に変更します。

「赤」区分のワクチン 3 回目接種者、「黄」区分のワクチン 3 回目未接種者に適用され、本措置は 7 月 28 日午前 0 時より開始します。

2. 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙「水際対策強化に係る新たな措置 (30)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0727_30.pdf

※ 外務省の感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、
「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）